

定住ビザ を



取りたいのですが、どうすれば？

ビザ申請に必要な書類を作って欲しい。雇っている外国籍の社員のビザが切れる、どうすればよいでしょう。日本人の夫と離婚してしまった、でも日本に引き続き住みたいのですが。母国にいる子どもを日本に呼びたい。ふじみの国際交流センターの生活相談に、こうした話題が絶え間なく持ち込まれます。今月は数多くの相談例から、よく持ち込まれる日本人と結婚した人々のケースの中から、定住ビザ問題について考えてみましょう。

● 定住ビザとはどんなビザですか？

定住ビザとは正しくは、在留資格「定住者」と言うもので、法務大臣が外国籍市民個人個人の特別な理由を考えて、日本に一定の在留期間を指定して、住むことを認める資格です。このビザを受けるには人道上の理由や他に特別な理由がなければなりません。そのために定住ビザがほしい人は、その人自身が日本で生活する必要が有ることを証明しなければなりません。

この定住ビザは、就職することに制限がなくなりますので、日本人と同様にどんな仕事にでもつくことができます。しかし忘れてならないのは、永住権とは違ってビザの更新手続きが必要なことです。

● 日本人と結婚したいのですが、定住ビザはもらえるのでしょうか。

外国籍市民が日本人の男女どちらかと結婚して日本に住むようになれば、日本への入国、滞在（在留）が認められるのが原則です。

- 1) 日本人の配偶者として入国するときは、在留資格「日本人の配偶者等」がもらえます。
- 2) 日本に滞在中日本人と結婚すれば、在留資格を「日本人の配偶者等」に変更許可をもらい滞在することができます。この「日本人の配偶者等」の在留資格が得られますと、日本人と同じように働くことができます。
- 3) ただし不法入国者や不法残留者などの方が日本人と結婚したからと言って、強制退去の手続きを免れませんが、最終の法務大臣の裁決に当たり情状による判断の材料にはなりません。

● 日本人の夫が死亡(離婚)しました。子はいません。帰国しなければいけませんか。

日本人と結婚して配偶者ビザ（正式には在留資格「日本人配偶者等」）をもらっていたが、夫に死別したとき、普通これ以上日本にいる理由がなくなるので帰国することになります。しかし日本での結婚生活が長かったり、夫の親の面倒を見なくてはならない場合は、定住者ビザへの変更が認められることがあります。離婚の場合でも、認知された子どもがいるとき、その子どもを監護養育する立場であれば普通、定住者としての在留資格が許可されています。

いろいろな場合を考えて、在日4、5年が過ぎた人は、日本人配偶者等のビザから定住者ビザに在留資格を変更しておいた方がよいと思います。

www.ficec.jp/foreign/

● 「インフォメーションふじみの」のバックナンバーを見ることができます

●母国（海外）に住む子供を呼び寄せ、今の夫と生活したいのですが。

日本人と結婚し在留資格「日本人配偶者等」（配偶者ビザ）を持っている外国籍市民が、母国（本国）に前の夫や妻の間にできた子供を残してきました。その子供を日本に呼び寄せ現在の家族と一緒に生活したいと希望するならば、定住ビザで呼び寄せることができるケースが多くなってきています。



●海外に住む親が年を取ったので、日本に呼び一緒に生活したいのですが。

母国に住む両親が年を取って暮らしており、一人っ子のため両親の面倒を見る人がいない。夫も一緒に住んでも良いと言っているので、日本に呼び寄せたい。このような内容の相談が結構あります。一般的に入国審査官が定住者と言う資格で許可を与えられるのは、法務大臣があらかじめ告示（「定住者告知」）で指定した地位を持っている人に限られています。しかしこの告示の中には日本に住んでいる外国籍市民の親については触れられていません。そのためこうしたケースでは、両親が母国で一人で生活することが困難であると言う人道的配慮から考えがスタートします。このケース以外では定住ビザを取ることは難しいといえるようです。

平成21年度4月入所児童の申し込みが始まりました

富士見市には公営の保育所が6箇所、民営のものが6箇所あります。こうした保育所の入所申請が11月18日（ふじみ野交流センター）、19日（水谷公民館）、11月20日（富士見市役所1階）で始まります。申込み書は富士見市子育て支援課（049-252-7105）、各出張所、各保育所（園）で配布中です。申込み希望者は、申込み書類一式と母子手帳をお持ちになり、申込み児童と一緒に受け付ける会場にお持ちください。

6月1日から実施された「後部座席シートベルトの着用義務付け」と言う道路交通法が、4ヶ月の告知猶予期間（努力義務）を経過し10月から義務化されました。高速道路や自動車専用道路での走行時に、これを怠りますと、基礎点数1点が付けられます。これからは安全運転のために同乗者は必ずシートベルトを付けるようにしたいものです。

後部座席のシートベルト確認を！ 10月から努力義務が義務化に！

お待たせいたしました！ 「6ヶ国語対応幼稚園・保育園入園ガイドブック」ができました

もっと知りたい！ 日本の保育所、保育園、幼稚園。幼児・児童を持つご両親の知りたいことを一杯詰め込んだ本がセンター・スタッフの努力で完成しました。入所・入園の方法、予防接種のこと、病院のことなど、日ごろ気になる情報が一目で分かるよう6ヶ国語に翻訳・紹介されています。

料金はおりません。一部の公共施設にもおいてありますので、お持ちください。センターにも置いてあります。必要な方はスタッフにお話ください。

